

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第34号

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第2条第8号」を「第2条第7号」に、「第1種地域及び第2種地域並びにその他の美観地区のうち条例第20条第2項に規定する市長が定める区域」を「歴史遺産型の美観地区」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 携帯電話用のアンテナ

第4条の見出し中「美観地区」を「美観地区等」に改め、同条中「第7条第4項」を「第7条第2項」に改め、「次条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号」を「屋外に設ける建築設備の位置図及び第7条第1項第3号から第6号まで」に改める。

第12条及び第13条を削る。

第11条中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第1号中「第12条第1項各号」を「第10条第1項各号」に、「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同条第2号中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「は、第3号様式によるもの」を「の様式は、第4号様式」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第25条第1項前段又は第35条第1項前段」を削り、「第1号様式」を「第2号様式」に改め、同項第2号中「建築物その他の工作物の配置図」を「工作物の配置図」に、「係る建築物その他の」を「係る」に、「他の建築物その他の」を「他の建築物又は」に改め、同項第3号中「新築等又は模様替え等」を「建設等」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「新築等又は模様替え等」を「建設等」に改め、「建築物その他の」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「第25条第1項後段又は第35条第1項後段」を削り、「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

(行為の完了等の届出)

第5条 条例第8条、第17条、第36条又は第41条の規定による行為の完了等の届出は、当該行為が完了した日又は当該行為を中止した日から14日以内に、行為完了・中止届（第1号様式）により行うものとする。

(形態意匠等の制限の技術的細目)

第6条 条例第10条第2項に規定する技術的細目のうち同条第1項第3号及び第5号に関するものは、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第10条第2項に規定する技術的細目のうち同条第1項第4号に関するものは、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区の計画書に定める美観地区等の屋根以外の色彩の基準を準用する。

第14条の見出し中「新築等」を「建設等」に改め、同条第1項中「第20条」を「第19条」に、「新築等又は模様替え等の」を「建設等の」に、「高架工作物等の新築等又は模様替え等に関する協議書」を「高架工作物等の建設等に関する協議書」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第20条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第17条を削る。

第16条第2項各号列記以外の部分中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第1号中「新築等又は模様替え等」を「建築等又は建設等」に改め、同項第2号中「新築等又は模様替え等」を「建築等」に改め、同項第3号中「新築等又は模様替え等」を「建築等又は建設等」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第29条第1項又は第40条第1項」を「第26条第1項又は第33条第1項」に改め、同項第1号中「第5条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「第48条」を「第44条」に、「新築等」を「建築等又は建設等」に、同項第1号中「第5条第1項第1号から第3号まで及び第5号」を「第7条第1項第1号から第4号まで」に改め、同条を第17条とする。

第15条の次に次の1条を加える。

(植栽等の基準)

第16条 条例第20条第1項に規定する別に定める面積は、100平方メートルとする。

2 条例第20条第1項に規定する別に定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

第22条第1項各号列記以外の部分中「第45条第2項」を「第40条第2項」に改め、同項第1号中「第5条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

第27条第1項各号列記以外の部分中「第47条第1項」を「第43条第1項」に改める。

第28条第1項中「第49条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第29条第1項及び第2項中「証明書」の右に「の様式」を加え、「によるもの」を削り、同条第3項中「第54条第2項」を「第49条第2項」に改め、「証明書」の右に「の様式」を加え、「によるもの」を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

1 条例第10条第1項第3号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目

美観地区等の種別		技術的細目
歴史遺産 型の美観 地区	祇園縄手・新門 前歴史的景観保 全修景地区	<p>(1) 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2.5メートルを超える場合において、塀の高さを既存の塀の高さに合わせることで、より町並みの景観の連続性を確保することができると思われるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 犬矢来又は駒寄せ^{こま}を有する場合にあっては、木竹で造られていること。ただし、これらと同等の外観を有するもので造られているときは、この限りでない。</p>
	祇園町南歴史的 景観保全修景地 区	<p>(1) 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2.5メートルを超える場合において、塀の高さを既存の塀の高さに合わせることで、より町並みの景観の連続性を確保することができると思われるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 門及び塀の形態が伝統的な様式のものであること。</p> <p>(3) 犬矢来又は駒寄せ^{こま}を有する場合にあっては、</p>

	<p>木竹で造られていること。ただし、これらと同等の外観を有するもので造られているときは、この限りでない。</p>
<p>上京小川歴史的 景観保全修景地 区</p>	<p>(1) 門又は塀を有する場合にあっては、これらの高さが2メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2メートルを超える場合において、塀の高さを既存の塀の高さに合わせるにより町並みの景観の連続性を確保することができる認められるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 犬矢来又は駒^{こま}寄せを有する場合にあっては、木竹で造られていること。ただし、これらと同等の外観を有するもので造られているときは、この限りでない。</p>
<p>伏見南浜界わい 景観整備地区</p>	<p>門又は塀を有する場合にあっては、その形態が伝統的な様式のものであること。</p>
<p>上賀茂郷界わい 景観整備地区</p>	<p>(1) 門を有する場合にあっては、その形態が伝統的な様式のものであること。</p> <p>(2) 塀を有する場合にあっては、土塀又はその形態が伝統的な様式のものであること。</p>
<p>千両ヶ辻界わい 景観整備地区、 上京北野界わい 景観整備地区、</p>	<p>(1) 門又は塀を有する場合にあっては、その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式に準じたものであること。</p> <p>(2) 門又は塀を有する場合にあっては、木竹又は</p>

	西京極原界わい 景観整備地区及 び本願寺・東寺 界わい景観整備 地区	石で造られていること。ただし、これらと同等の外観を有するもので造られているときは、この限りでない。
--	--	---

2 条例第10条第1項第5号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目

美観地区等の種別	技術的細目
歴史遺産型以外の美観地区 等	<p>(1) 携帯電話用のアンテナが建築物の外壁面に設けられている場合にあっては、その色彩が当該外壁面の色彩と調和したものであること。ただし、当該アンテナが建築物の屋根面を超えるときは、周辺の景観と調和しないと認められる場合を除き、灰色であること。</p> <p>(2) 携帯電話用のアンテナの付属設備は、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（以下「公共用空地」という。）から見えない位置に設けられていること。ただし、適切な修景措置が施されていると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 太陽光発電装置が設けられている場合にあっては、屋根材と一体となる瓦^{かわら}又はパネルの形状のものであって、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。ただし、太陽光発電装置が公共用空地から見えない位置に</p>

	設けられているときは、この限りでない。
歴史遺産型の美観地区	<p>(1) 携帯電話用のアンテナが建築物の外壁面に設けられている場合にあつては、その色彩が当該外壁面の色彩と調和したものであること。</p> <p>(2) 携帯電話用のアンテナの付属設備は、公共用空地から見えない位置に設けられていること。</p> <p>(3) 太陽光発電装置が設けられている場合にあつては、屋根材と一体となる瓦^{かわら}又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。</p>

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第16条関係）

美観地区等の種別	基準
山ろく型の美観地区	<p>道路に沿って、2メートルごとに中木2本の植栽が行われ、又は生け垣（生け垣をなす樹木の高さが1メートル以上のものに限る。以下同じ。）が設けられていること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行い、又は生け垣を設置することが困難であると認められるときは、この限りでない。</p>
岸辺型の美観地区	<p>建築物又は工作物と河川との間で空地となる部分に、河川に沿って、3メートルごとに高木1本又は2メートルごとに中木2本の植栽が行われていること。ただし、敷地の規模又は形状によ</p>

	り植栽を行うことが困難であると認められるときは、この限りでない。
--	----------------------------------

備考1 「高木」とは、高さが2.5メートル以上であって、かつ、幹を中心とした枝葉の先端までの水平方向の直径が3メートル以上である樹木をいう。

2 「中木」とは、高さが1メートル以上であって、かつ、幹を中心とした枝葉の先端までの水平方向の直径が2メートル以上である樹木をいう。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

完 了
行 為 届
中 止

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

<input type="checkbox"/> 第8条 <input type="checkbox"/> 第17条 <input type="checkbox"/> 第36条 <input type="checkbox"/> 第41条 京都市市街地景観整備条例の規定により行為の				<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 中止	について届け出ます。
工事主その他の行為者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）			電話	—
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号				
敷地	地名及び地番	京都市 区			
	面積	平方メートル			
行為の対象	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 第1類工作物 <input type="checkbox"/> 第2類工作物			完了年月日	年 月 日
行為の種別	<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更			中止年月日	年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第3号様式を削る。

「第

第2号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注以外の部分中 第

第

11条第1項

25条第1項 を「第11条第1項」に、「地名地番」を「地名及び地番」に、

35条第1項

「

変更の種類の	建築物	<input type="checkbox"/> 敷地面積 <input type="checkbox"/> 種類及び用途 <input type="checkbox"/> 建築面積 <input type="checkbox"/> 延べ面積 <input type="checkbox"/> 建築物の高さ <input type="checkbox"/> 塔屋等の高さ <input type="checkbox"/> 最上部の高さ <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 屋根の形状、仕上材料又は色彩 <input type="checkbox"/> 外壁の仕上材料又は色彩 <input type="checkbox"/> その他
	第1類工作物又は第2類工作物	<input type="checkbox"/> 自動販売機の台数又は色彩 <input type="checkbox"/> 種類及び用途 <input type="checkbox"/> 水平投影面積 <input type="checkbox"/> 高さ <input type="checkbox"/> 最上部の高さ <input type="checkbox"/> 仕上材料 <input type="checkbox"/> 色彩 <input type="checkbox"/> その他

を

「

変更の種類	<input type="checkbox"/> 自動販売機の台数又は色彩 <input type="checkbox"/> 種類及び用途 <input type="checkbox"/> 水平投影面積 <input type="checkbox"/> 高さ <input type="checkbox"/> 最上部の高さ <input type="checkbox"/> 仕上材料 <input type="checkbox"/> 色彩 <input type="checkbox"/> その他
-------	---

に

改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

計 画 認 定 申 請 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

京都市市街地景観整備条例第11条第1項の規定により計画の認定を申請します。					
工事主その他の行為者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）		電話 ー		
現場管理者	住所				
	氏名	免許 級建築士 登録第 号			
	建築士事務所名 電話 ー	免許 級建築士事務所 知事登録第 号			
設計者	住所				
	氏名	免許 級建築士 登録第 号			
	建築士事務所名 電話 ー	免許 級建築士事務所 知事登録第 号			
工事施工者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 許可（ ）第 号 <input type="checkbox"/> 知 事			
敷地	地名及び地番	京都市 区			
	面積	平方メートル			
行為の対象	<input type="checkbox"/> 第1類工作物 <input type="checkbox"/> 第2類工作物	着手予定年月日	年 月 日		
行為の種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	完了予定年月日	年 月 日		
工作物の概要			申請部分	申請以外の部分	合計
	自動販売機	台数	台	台	台
		色彩			
	その他の工作物	種類及び用途			
		水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		高さ	メートル	メートル	
		最上部の高さ	メートル	メートル	
仕上材料					
色彩					
備考					

注 該当する□には、レ印を記入してください。

認 定 証

様	京 都 市 長 印
認 定 番 号 第 号	認 定 の 年 月 日 年 月 日

年 月 日付けで申請があった計画について、京都市市街地景観整備条例第11条第1項の規定により認定します。						
工事主その他の行為者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）					
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）			電話	—	
現 場 管 理 者	住所					
	氏名	免許				
	建築士事務所名	級建築士 登録第 号				
設 計 者	住所					
	氏名	免許				
	建築士事務所名	級建築士事務所 知事登録第 号				
工 事 施 工 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）					
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 許可（ ）第 号 <input type="checkbox"/> 知 事				
	電話	—				
敷 地	地名及び地番	京都市 区				
	面積	平方メートル				
行為の対象	<input type="checkbox"/> 第1類工作物 <input type="checkbox"/> 第2類工作物		着手予定年月日	年 月 日		
行為の種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		完了予定年月日	年 月 日		
工作物の概要			申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	
	自動販売機	台 数	台	台	台	
		色 彩				
	その他の工作物	種類及び用途				
		水平投影面積		平方メートル	平方メートル	平方メートル
		高 さ		メートル	メートル	
		最上部の高さ		メートル	メートル	
仕 上 材 料						
色 彩						
備 考						

注 該当する□には、レ印がしてあります。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第13条関係）

京都市市街地景観整備条例による認定済み			
認定の年月日及び認定番号	年	月	日 第 号
認定証の交付者	京都市長		
工事主の氏名			
設計者の氏名			
工事施工者の氏名			
工事の現場管理者の氏名			
認定に係る土地の地名及び地番	京都市 区		
工 作 物 の 概 要	<input type="checkbox"/> 第1類工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 の		
	<input type="checkbox"/> 第2類工作物 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更		
	種類及び用途		水平投影面積
	高 さ		構 造
認定に係るその他の事項			

注 該当する□には、レ印がしてあります。

備考1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上としてください。

第8号様式注以外の部分中「高架工作物等の新築等又は模様替え等に関する協議書」を「高架工作物等の建設等に関する協議書」に、「第20条」を「第19条」に、「地名地番」を「地名及び地番」に、

行為の種類等	<input type="checkbox"/> 高架工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 の <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> その他の工作物 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	を
--------	--	---

行為の対象	<input type="checkbox"/> 高架工作物 <input type="checkbox"/> その他の工作物	に
行為の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	

改める。

第10号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式注以外の部分「第29条第1項」「第26条第1項」中「第40条第1項」を「第33条第1項」に、「地名地番」を「地名及び地番」に、「第48条」「第44条」

行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 第1類工作物 の <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 第2類工作物 <input type="checkbox"/> 高架工作物 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 除却	を
-------	---	---

行為の対象	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 第1類工作物 <input type="checkbox"/> 第2類工作物 <input type="checkbox"/> 高架工作物	に
行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 除却	

改め、「建築物以外の」を削る。

第11号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式注以外の部分中「地名地番」を「地名及び地番」に改め、「建築物以外の」を削る。

第14号様式注以外の部分中「地名地番」を「地名及び地番」に改め、「建築物以外の」を削る。

第17号様式注以外の部分中「第45条第2項」を「第40条第2項」に、「地名地番」を「地名及び地番」に改める。

第22号様式中「第47条第1項」を「第43条第1項」に、「地名地番」を「地名及び地番」に改める。

第23号様式注以外の部分中「第49条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第26号様式中「第54条第1項」を「第49条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 京都市市街地景観整備活動団体支援規則の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第56条」を「第51条」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号イ中「その他の」を「又は」に改め、「新築」の右に「新設」を加え、同号ウ中「第47条第1項」を「第43条第1項」に改める。

第9条中「第56条第2号」を「第51条第2号」に改める。

第16条中「第56条第3号」を「第51条第3号」に改める。

第17条第1項中「第56条」を「第51条」に改める。

3 京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第18条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「第7条第1項、」及び「第25条第1項又は第35条第1項」を削る。

別表第1備考中「の各号」を削り、同備考(10)中「第2条第3号」を「第2

条第4号」に改める。

(都市計画局都市景観部市街地景観課)